

墨田区のお知らせ2012.1.21

すみだ

2つの矩形が寄り添うシンボルは、
墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、
区および区職員との協働・協治を表すものです。

発行：税務課税務係 ☎5608－6008直通 〒130－8756 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

税の特集号

☎ http://www.city.sumida.lg.jp/

申告はお早めに
特別区民税・都民税の
申告受付が始まります

今年も、確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税、贈与税、個人事業税が3月15日(木)、個人事業者の消費税・地方消費税が4月2日(月)です。

3月になると受付窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いします。また、申告書は郵送でも受け付けています。申告書の書き方が分からないなど、ご不明な点は最寄りの各税務関係機関にお気軽にお問い合わせください。



昨年秋に行った「税理士による税の無料相談会」の様子



特別区民税・都民税の申告

【とき・ところ】表1のとおり
【申告が必要な方】▶平成24年1月1日現在区内に在住し、昨年中に事業、不動産、公的年金、配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方 ▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から徴収されていない方、または昨年中に会社を退職した方 * 所得税の確定申告をする方は、特別区民税・都民税の申告の必要はありません。▶墨田区に住民登録はないが、区内に事務所、事業所または家屋敷を所有している方

■申告期間・場所(表1)

税の種別	とき(申告期間)	ところ(申告場所)
特別区民税・都民税	2月7日(火)～3月15日(木) 午前8時半～午後5時	区役所会議室21 (2階)
	3月1日(木)～15日(木) 午前9時15分～午後5時 * 正午～午後1時を除く	▶向島税務署(東向島2-7-14)
	3月9日(金)～15日(木) 午前8時半～午後5時 * 正午～午後1時を除く	▶緑出張所(緑3-7-3) ▶横川出張所(横川5-10-1-111) ▶文花出張所(文花1-32-1-102) ▶墨田二丁目出張所(墨田2-14-4)
所得税	2月16日(木)～3月15日(木) 午前9時15分～午後5時	▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14) * 東京国税局会場(千代田区大手町1-3-3・大手町合同庁舎3号館)で、2月19日(日)・26日(日)午前9時15分～午後5時に限り、確定申告書の受け付けと作成のアドバイスを行います(本所、向島税務署では行っていません)。
贈与税	2月1日(水)～3月15日(木) 午前9時15分～午後5時	
個人事業者の消費税	1月4日(水)～4月2日(月) 午前9時15分～午後5時	
個人事業税	2月16日(木)～3月15日(木) 午前8時半～午後5時	▶台東区税務所(台東区雷門1-6-1) ▶墨田区税務所(業平1-7-4)

① いずれも土・日曜日、祝日を除きます。
② 区役所、各出張所(東向島を除く)では、給与・年金所得のみで住宅借入金等特別控除、寄附金控除、雑損控除等を除く所得税の還付申告書の受け付けも行います。

所得税の確定申告

【とき・ところ】表1のとおり
【確定申告が必要な方】▶事業、不動産、土地・建物等の譲渡等の所得のある方 ▶給与の収入金額が2000万円を超える方 ▶給与所得のほか、合計額が20万円を超える所得のある方 ▶給与を2か所以上からもらっている方など * 所得金額とは、収入金額から必要経費を控除した後の金額をいいます。
【確定申告をすると所得税が還付される方】▶マイホームを住宅ローン等で取得した方 ▶多額の医療費を

支払った方 ▶災害や盗難にあった方 ▶年の途中で退職し、再就職していない方 ▶公的年金等の受給者のうち、源泉徴収された方で、扶養控除、寡婦(夫)控除、生命保険料控除等がある方など
【今年の改正点】公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告が不要となりました。ただし、所得税の還付を受けるための申告はできます。

【特別区民税・都民税、所得税の申告に必要なもの】
▶申告書等 ▶印鑑 ▶収入(源泉徴収票等)や経費の明細書
▶控除を受けるための書類(医療費の領収書、生命保険料、地震保険料の控除証明書等)

贈与税の申告

【とき・ところ】表1のとおり
【申告が必要な方】▶個人から不動産や現金等をもらったり、経済的利益を得た方で、財産の価格の合計額が110万円を超える場合など

個人事業者の消費税の申告

【とき・ところ】表1のとおり
【申告が必要な方】▶平成21年分の

課税売上高が1000万円を超える事業者 ▶21年分の課税売上高が1000万円以下で、22年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

個人事業税の申告

【とき・ところ】表1のとおり
【申告が必要な方】▶個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額が事業主控除額290万円を超える方 * 所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告の必要はありません。

イータックス
国税はe-Taxで簡単申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書等が作成できます。

* 電子証明書を添付することで「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書等をインターネットを利用して税務署へ送信することができます。



よくお問い合わせいただく質問について、お答えします

給与などの所得のある方の税金

Q1 専業主婦ですが、パートを始めました。いくらまでの収入なら税金がかかりませんか。また、夫の税金はどうなりますか。

A1 収入100万円以下であれば、特別区民税・都民税(以下「住民税」といいます。)、所得税ともにかかりません。収入100万円超から103万円以下であれば、所得税はかかりませんが、住民税はかかります(表2参照)。

夫の税金については、所得税や住民税の計算上、次の要件に当てはまれば配偶者控除または配偶者

特別控除を受けられます。

配偶者控除は、パートの収入が103万円以下であれば定額(所得税は38万円、住民税は33万円)が控除されます。配偶者特別控除は、パートの収入が103万円超から141万円未満の場合に、その収入に応じ、一定の金額が控除されます。ただし、夫の合計所得が1000万円超の場合は適用されません。詳しくは、表2をご覧ください。また、公的年金等収入の場合の課税・扶養の関係については、表3をご覧ください。

Q2 医療費控除の対象となる医療費はどのようなものですか。

A2 医療費控除の対象となる医療費は、医師、歯科医師に支払う診療費や治療費のほか、治療や療養に必要な医薬品の購入費などです。治療等を受けるために直接必要なものとして通院費(自家用車を使用した場合を除く)なども含まれます(1月1日～12月31日までに支払った費用)。

ただし、美容目的の歯科矯正費、

人間ドック費用(例外あり)などは医療費控除の対象にはなりません。なお、申告の際には領収書が必要ですが、健康保険組合等が交付した「医療費のお知らせ」は領収書の代わりにはなりません。

また、生命保険契約などで支給される入院給付金や健康保険から支給される出産育児一時金、療養費などは、医療費として支払った金額から、差し引くことになります。

Q3 確定申告書と一緒に提出する源泉徴収票などの書類はどのように提出しますか。

A3 源泉徴収票や生命保険料控除証明書など、確定申告書と一緒に提出する書類については、専用の台紙がありますので、台紙に添付して提出していただくことになります。

なお、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して自宅などから確定申告する場合、源泉徴収票や生命保険料控除証明書等に記載された内容を、データ入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。

Q4 年の途中で会社を退職した場合、確定申告は必要ですか。また、失業給付金の取扱いはどうなりますか。

A4 サラリーマンの所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収されます。この源泉徴収は見積計算のため、源泉徴収された所得税の合計額は、必ずしもその人が納めるべき年税額と一致しません。そこで、年末調整によってこの過不足額を精算します。大部分のサラリーマンは年末調整によって所得税の納税が完了するため、原則として確定申告の必要はありません。ただし、給与に対する源泉徴収は、年間を通して勤めるものとして計算しているため、年の途中

で退職すると所得税が納め過ぎになる場合があります。退職と同じ年に再就職した場合は、新しい勤務先が前の勤務先の給与を含めて年末調整を行うため、所得税を納め過ぎることはありません。しかし、退職したままだと年末調整を受けられないため、所得税の精算ができません。その場合は、翌年に確定申告をすることにより、所得税の精算ができます。申告の際には、退職した勤務先から交付される給与所得の源泉徴収票(原本)が必要になります。

なお、雇用保険法による失業給付金は非課税の扱いになるため、申告の必要はありません。

Q5 アルバイト先の給与収入に対する住民税は、どのように納めればよいのですか。

A5 年末調整を受けている給与以外のアルバイト収入に対する住民税の納付方法は、ご自身で選択することができます。確定申告書の「住民税に関する事項」の「給与・公的年金等に係る所得以外(平成24年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄で給

与から差引きを選択、または特別区民税・都民税申告書の「給与・公的年金等に係る所得以外(平成24年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の徴収方法の選択」欄で特別徴収を選択された場合は、アルバイト分を含めた住民税の全額が給与から差し引かれます。また、普通徴収を選択された場合は、特別徴収分以外の住民税の差額をご本人に通知しますので、ご自身で納めていただきます。

■パートの給与収入と課税・扶養の関係(表2)

パート給与収入金額	本人の税金		配偶者控除		配偶者特別控除額 (単位：万円)	
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
100万円まで	課税されない		対象になる		0	
100万円超　103万円未満	課税される					
103万円						
103万円超　105万円未満			対象にならない		33	38
105万円以上 110万円未満					33	36
110万円以上 115万円未満					31	31
115万円以上 120万円未満					26	26
120万円以上 125万円未満					21	21
125万円以上 130万円未満					16	16
130万円以上 135万円未満					11	11
135万円以上 140万円未満					6	6
140万円以上 141万円未満					3	3
141万円以上			0	0		

■公的年金等収入と課税・扶養の関係(表3)

	公的年金等収入金額	本人の税金		扶養控除	
		住民税	所得税	住民税	所得税
65歳未満（昭和22年1月2日以後に生まれた方）	105万円以下	課税されない		対象になる	
	105万円超108万円以下				
	108万円超	課税される		対象にならない	
65歳以上（昭和22年1月1日以前に生まれた方）	155万円以下	課税されない		対象になる	
	155万円超158万円以下				
	158万円超	課税される		対象にならない	

①公的年金等収入は雑所得に区分されます。

税理士による無料申告相談会

●年金受給者および給与所得者のための無料申告相談

とき	ところ
2月1日(水)～3日(金) 午前9時半～午後4時	曳舟文化センター (京島1-38-11) 本所法人会館 (業平1-7-12)
2月7日(火)・8日(水) 午前9時半～午後4時	すみだ中小企業センター (文花1-19-1)

●小規模納税者などのための無料申告相談

とき	ところ
2月6日(月)・7日(火) 午前10時～午後4時	みどりコミュニティセンター (緑3-7-3)
3月2日(金) 午前9時半～午後4時	曳舟文化センター (京島1-38-11)

②当日直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。

③いずれも正午～午後1時は除きます。

④譲渡所得(土地、建物および株式などの譲渡)や相談内容が複雑な場合は、管轄の税務署へご相談ください。

⑤申告書の提出も受け付けます。

⑥税務書類の作成依頼や税務相談は、正規の税理士にご依頼ください。

住宅や財産の税金

Q6 マイホームを取得した時には所得税の軽減があると聞きましたが、どのようなものですか。

A6 マイホームの取得等をした場合の所得税の特例として、新築等をした場合で一定の要件に当てはまるときに、その借入金年末残高を基として計算した金額を所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」などがあります。

また、住宅ローンを利用していない場合でも、特定の改修工事をした場合や認定長期優良住宅の新築等をした場合で、一定の要件に当てはまるときは、それぞれ定められた金額を、その年分の所得税額から控除する「住宅特定改修特別税額控除」および「認定長期優良住宅新築等特別税額控除」があります。

適用を受けることができる場合の要件、控除額の計算方法および手続等は、次の区分により異なりますので、詳しくは、国税庁のホームページに掲載している「タックスアンサー」等をご覧ください。

- ▶住宅を新築または新築住宅を取得した場合
- ▶中古住宅を取得した場合
- ▶増改築等をした場合
- ▶借入金を利用して省エネ改修工事をした場合
- ▶借入金を利用してバリアフリー改修工事をした場合
- ▶省エネ改修工事をした場合
- ▶バリアフリー改修工事をした場合
- ▶認定長期優良住宅の新築等をした場合

Q7 贈与税の課税方式が2つあると聞きました。詳しく教えてください。

A7 贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあります。

暦年課税

1年間(1月1日～12月31日)に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を差し引いた残額について贈与税を計算します(贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円以下の場合、贈与税は課税されませんので申告不要です)。なお、110万円を超える財産をもらったときであって

も、婚姻期間20年以上の夫婦の間で居住用の不動産または居住用の不動産を取得するための金銭の贈与である場合は、贈与税の申告をすることにより基礎控除額110万円のほかに最高2000万円までの配偶者控除を受けられる特例があります。

「暦年課税」の場合の税率は、贈与を受けた財産の合計の価額から基礎控除を差し引いた残りの額によって10～50%となっています。

相続時精算課税

贈与を受けたときに贈与財産に対する贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と

国税についての調べ方

1 国税庁ホームページを利用する

詳しくは

国税庁

検索

タックスアンサーが税の質問にお答えします



タックスアンサーは、インターネット・携帯電話から24時間ご利用になれます。よくあるご質問に対する回答のほか、各種手続や申請・届出様式も掲載されています。

2 電話相談センターを利用する【確定申告時期(3月15日まで)】

最寄りの税務署に電話をかける

自動音声でご案内

ご用件に応じて「0」または「1」、「2」の番号を選択してください。

「0」を選択

所得税・消費税・贈与税の確定申告に関するご相談、または東日本大震災で被災された方のご相談

「1」を選択

上記以外の税金のご相談

「2」を選択

税務署からの照会やお尋ねに関する問い合わせなど職員にご用の方

【電話相談センター】

オペレーターが申告会場など簡易な質問にお答えします。また、一般的な税務相談は、**税理士または税務相談官**がお答えします。



【税務署】

ご用件をお伝えください。**税務署職員**がお答えします。



相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、すでに支払った贈与税額を控除するものです。

20歳以上の方(子)が65歳以上の親から財産の贈与を受けたときは、「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、その年に贈与を受けた財産の合計額から特別控除額2500万円(前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額)を控除した残額に、

20%の税率を乗じた金額の合計額が贈与税額となります。なお、一度この制度を選択しますと、以後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」の適用を受けることはできません。

以上の課税方式のほか、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例等もあります。*年齢は贈与の年の1月1日現在のものです。

自動車税と軽自動車税

Q8 自動車税と軽自動車税とは、どのような場合にかかってくるのですか。

A8 自動車税と軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)にかかる税金です。

自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず手続をしてください。

また、軽自動車税は月割の制度がないため、平成24年4月1日までに廃車手続をしないと、24年度分の税金が1年分課税されます。

Q9 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)の登録、廃車手続にはどのような書類が必要ですか。

A9 ▶新規登録＝販売証明書、印鑑 ▶譲渡＝廃車確認書、譲渡証明書、印鑑 ▶転入＝廃車確認書、印鑑(転入前の自治体で廃車手続をしていない場合は、ナン

バープレート、標識交付証明書、印鑑) *登録者が法人名義の場合は、前記のほかにも事務所の所在地が確認できる郵便物等と代表者印が必要です。▶廃車＝ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑 *手続場所については、表4をご覧ください。

■軽自動車税・自動車税の登録・廃車の手続場所(表4)

	車種	ところ
軽自動車税	原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	軽三輪自動車・軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所(足立区入谷8-10-8) ☎3897-5675
	軽二輪自動車・二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1) ☎050-5540-2031
自動車税	上記以外の自動車(大型特殊自動車を除く)	

●自動車税(軽自動車税を除く)の課税内容等については、東京都税総合事務センター ☎0570-064-171または自動車税テレホンサービス ☎5985-7815にお問い合わせください。

不明な点がある方や、さらに詳しいことをお知りになりたい方は、4面に掲載の問合せ先へお気軽にご相談ください。

平成24年度から適用される住民税(特別区民税・都民税)の主な改正点

扶養控除の対象年齢範囲の縮小

年齢16歳未満の扶養親族(以下「年少扶養親族」といいます。)に対する扶養控除が廃止され、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族(控除対象扶養親族)となりました。

また、あわせて、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。これに伴い、従前の年齢16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)は廃止され、扶養控除額が33万円となりました。

■ 扶養控除の改正概要

年少扶養親族 33万円 【廃止】		上乗せ部分 12万円 【廃止】	特定扶養親族 45万円		一般の 控除対象 扶養親族 33万円	一般の 控除対象 扶養親族 33万円	老人扶養親族 38万円	同居老親等加算 7万円
0歳～15歳			16歳～18歳	19歳～22歳	23歳～69歳	70歳以上		
← 控除対象扶養親族 (所得控除の対象となる扶養親族) →								
← 扶養親族 (住民税の非課税判定等に必要) →								

※ 年齢は平成23年12月31日現在です。

同居特別障害者加算の特例措置の変更

年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合に加算される同居特別障害者加算の額(23万円)は、これまでの配偶者控除または扶養控除の額に加算する方式に代えて、特別障害者に対する障害者控除の額に加算する方式に変更されました。

なお、同居特別障害者加算の額(23万円)に変更はありません。

■ 同居特別障害者加算の改正概要

<一般の控除対象扶養親族(16歳以上)>				<年少扶養親族(16歳未満)>			
【改正前】				【改正後】			
障害者控除	特別障害者 30万円	同居特別 障害者 53万円	扶養控除 33万円	障害者控除	特別障害者 30万円	同居特別 障害者 53万円	扶養控除 33万円
	扶養控除 33万円				扶養控除 33万円		
	同居特別障害者加算 23万円				同居特別障害者加算 23万円		
合計				合計			
86万円				53万円			

寄附金税額控除の拡充

寄附金税額控除の適用下限額が5000円から2000円に引き下げられ、より少額の寄附でも税額控除の対象になりました。

東日本大震災の被災者等に対する特例措置の創設

東日本大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除については、繰越期間が従来の3年から5年に延長されました。

また、事業所得者等が、東日本大震災により生じた純損失および平成23年中に生じた純損失の金額等の控除も、繰越期間が3年から5年に延長されました。

なお、確定申告期間(平成24年2月16日～3月15日)は、窓口が大変混雑しますので、お早めに管轄の税務署へお問い合わせください。

中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内中学校の生徒を対象に、「税についての作文」を募集しました。審査の結果、次の方々が受賞されました。

■本所納税貯蓄組合連合会(敬称略)
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】
吉野 まどか、川口琴葉(両国中)、金子 愛(都両国高附属中)
【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】
青山真子(都両国高附属中)
【本所税務署長賞】
竹内 信之輔(錦糸中)、神田都羽(都両国高附属中)
【東京都墨田都税事務所長賞】
浅倉有華(都両国高附属中)
【墨田区長賞】
保坂美帆(錦糸中)

■本所納税貯蓄組合連合会会長賞
壽賀琢麻(安田学園中)
【東京税理士会本所支部長賞】
梅沢優希(両国中)
【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】
大野俊治、鈴木寛代、広瀬 なな美、角 祐平、伊藤智美(墨田中)、遠山幸世、若林真奈、高野裕太、茂木玲奈(本所中)、清水朱子、高村穂香、江黒吉春(両国中)、増永 萌萌歌、西村和叶(堅川中)、伊藤康紀、増田尻紗(錦糸中)、小林大悟(都両国高附属中)、高橋俊一、伊藤奈月、穴澤未来、河野萌花(日大一中)

■向島納税貯蓄組合連合会(敬称略)
【東京都主税局長賞】
浅井 健太郎(吾嬬第二中)
【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】
太田有紗(向島中)
【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】
増田恵美(吾嬬第一中)、浅井 健太郎(吾嬬第二中)、太田有紗、洪 敏莎(向島中)
【向島税務署長賞】
加藤 真喜子(吾嬬第二中)、利根川 美百(寺島中)
【東京都墨田都税事務所長賞】
高橋奈々(吾嬬第一中)
【墨田区長賞】
村杉 はるか(向島中)
【東京税理士会向島支部長賞】
上條 聖莉奈(吾嬬第一中)

【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】
鈴木麻央、水野 由希菜(吾嬬第二中)、小林純也、森谷 明香里(寺島中)、鳥海銀河、半澤紗衣(向島中)、佐藤 龍之介、布施 勇(鐘淵中)、植村美鈴、松本尚也(立花中)、内田早紀(文花中)



中学生の「税についての作文」表彰式の様子

税についての問合せ先

■区税(特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など)
区民部税務課(区役所2階)

- ▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等 ☎5608-6135 (課税係)
- ▶納税相談 ☎5608-6142 (納税係)
- ▶口座振替(自動払込) ☎5608-6133 (税務係)
- ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ☎5608-6008 (税務係)
- ▶軽自動車税 ☎5608-6134 (税務係)

■国税(所得税の確定申告、e-Taxの利用方法、所得税の住宅ローン控除、贈与税、消費税など)

- ▶本所税務署(業平1-7-2) ☎3623-5171
- ▶向島税務署(東向島2-7-14) ☎3614-5231

* 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からは、確定申告書の作成・印刷や、e-Taxを利用して直接、電子申告をすることもできます。

■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4) ☎3625-5061

* 個人事業税、法人事業税・都民税および地方法人特別税などについては、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ☎3841-1271にお問い合わせください。